

TOPICS

1. ご挨拶
2. 悪意の商標出願への国際的取り組み
3. FIを使って効率よく特許調査
4. 特許出願等統計速報雑感
5. クラウドファンディングと知的財産(3)

◇ ご挨拶

早いもので2017年も折り返し地点を過ぎました。年頭に今年の計画を立てた方は進捗状況はいかがでしょう？

IPLuxも二度目の夏号発刊となり、本号から新メンバーとして弁理士小島浩嗣が加わりました。我々弁理士4人はそれぞれ得意とする分野が異なるため、ますます多面的な情報を皆様に提供できるものと自負し

ております。

思えば技術の世界は日進月歩で従来の電気、化学、機械といった技術分野の枠から飛び出す技術がどんどん出てきています。我々も多様性のあるチームとして最新技術に関する知的財産情報を発信していきたいと思っております。



(2017年5月14日神田祭り；本谷も参加)

◇ 悪意の商標出願への国際的取り組み

日米欧中韓の商標を管轄する庁 (TM5) は、平成29年5月23日に「悪意の商標出願事例集」をウェブサイト (日本では経済産業省) に公開しました。

<http://www.meti.go.jp/press/2017/05/20170522001/20170522001.html>

悪意の商標出願とは、有名ブランドの商標を第三者が勝手に商標登録して、有名ブランドの信用に不当にあやかろうとする等の不正目的の出願で、各国で問題化しています。

TM5ではこの問題に対して「悪意の商標対策プロジェクト」を立ち上げ、事例に関する情報を集めて公開することで、商標の適切な保護への活動を行っています。事例集には、IBM、PUMA等世界的有名ブランドとよく似た商標を出願・登録した例が挙げられています。

そのような悪意の商標など拒絶できるのでは？と思われる方も多いと思います。しかし、実はこの悪意の商標出願を拒絶することは非常に難しいのです。例えば、事例集にも挙げられている日本での判例では、有名なスポーツ用品ブランドPUMAのロゴと似せた図形商標は出願の審査では拒絶することはできず、結局PUMA側がこの登録に対して無効審判を請求し、さらに裁判所でまで争われてようやく無効にされました。

商標の問題では実際の取引事情が参酌されるため線引きが難しく、国際的な問題にもなりやすいのです。

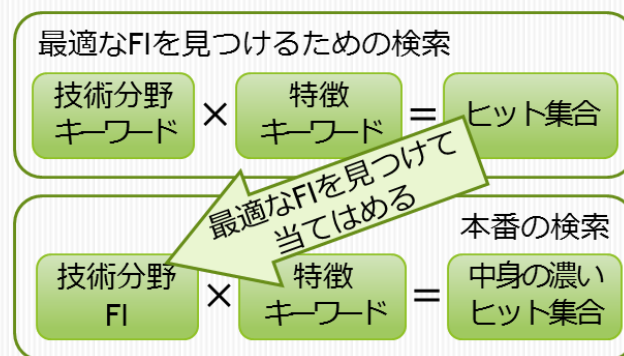
よって、TM5同士で情報を共有してより適正な商標の保護を世界基準にしておくことで、ブランド問題が起きにくくなればいいな、と個人的には思います。

◇ FIを使って効率よく特許調査

Team Luxに新加入の小島浩嗣です。技術者18年、サーチャ7.5年、事務所勤務5.5年を経て英究特許事務所を開業しました。どうぞよろしくお願い致します。

特許調査の効率を高めたいと思いませんか？ それには特許分類、特にFIの活用が有効です。技術分野をFIで表し、特徴を表すキーワードをかけて、中身の濃いヒット文献集合を作ります。

そのために、調査対象の技術分野に最も適切なFI分類コードを見つけることだけを目的とした検索を実行します。技術分野を表すキーワードと特徴を表すキーワードをかけた検索式にヒットした文献から、ピッタリの特許文献をみつくろい、どんなFIが付与されているかを観察して、最適なFI分類コードを見つけます。



最適なFI分類コードをみつけたら、先述の検索式に当てはめて、本番の検索を行います。

初めは中身の濃いヒット集合を目指し、徐々に探索範囲を広げていきます。

2ステップに分けるのは、余計な手間のよう感じられるかもしれませんが、このようなステップ・バイ・ステップのアプローチが、結果的には効率的です。

◇ 特許出願等統計速報雑感

特許庁から、平成29年5月23日作成の「特許出願等統計速報」が発表されました https://www.jpo.go.jp/shiryuu/toukei/pdf/syutugan_toukei_sokuho/201703_sokuho.pdf

平成28年度（平成28年4月～平成29年3月）累計の出願件数を見ると、特許319,449件(0.6)、実用新案6,424件(▲5.1)、意匠30,618件(0.7)、商標168,533件(8.5)であり、合計525,024件(2.9)とのことです。 ※ () 内は対前年同期比 (%) の増減

近年では特許出願の件数が30万件を下回ることもあったため、0.6%と微増ながら30万件台を維持できたのは喜ばしいことです。大企業のみならず中小企業、ベンチャー、大学などが補助金制度などを利用して特許出願するようになっているのかもしれませんが。金銭的・人的な支援制度については、各連絡先までご相談く

ださい。

唯一件数が下落したのは実用新案登録出願です。「同じお金を支払うなら特許と実用新案のどちらがよいか？」は、ケースバイケースとはいえ特許庁や弁理士にとって永遠の命題かもしれません。

意匠登録出願は微増でした。平成26年法改正で導入の国際登録出願（いわゆるハーグ出願）で今後どのように推移するかが楽しみです。意匠権は、特許権では保護しきれない形状等をカバーすることができ、ポテンシャルの高い権利だと個人的に思っています。

最も大きな伸び率を記録したのが商標登録出願です。個人にもなじみやすく料金も安価であることに加えて、外国企業による出願が増加したことが要因かと想像しています。しかし、使用予定のない「あやかった出願」の増加も否めません。

日本の出願件数もまだまだ伸びており、私たちも今後の技術革新などに期待しています。

◇クラウドファンディングと知的財産3

★クラウドファンディング活用のメリット

①事業化資金を獲得できる

銀行等の金融機関から資金を借り入れできない場合であっても、こんな商品が欲しい、こんなサービスを受けたいと思う共感者（資金提供者）が多ければ、目標資金が集まります。

②マーケティングできる

資金提供者が多いということは、それだけ商品やサービスに対し関心が高いということです。したがって、資金提供者が多ければ、潜在需要は大きいと言えます。

また、資金提供者の層から、真のターゲット層が見えてきます。目標資金が集まらなくともこの効果は大きいです。

③PRできる

商品やサービスの開発ストーリーを公表することによりPRできると共に、ファン層を獲得でき、ビジネスチャンスが広がります。

★クラウドファンディングを利用する際の注意点

①技術やデザインを盗用されるリスク

ネット上に掲載された時点で技術やデザインがビジュアルに公開されます。

公開されれば、盗用されるリスクが高まります。

②知的財産権が取得出来なくなるリスク

発明やデザインが公開された場合、新規性を喪失し、原則、特許権、実用新案権、意匠権が取得できなくなるリスクがあります。但し、例外があります。

③侵害警告を受けるリスク

ネット上に公開されれば、構造やデザインが第三者の知り得ることとなるので、特許権者、意匠権者等が存在した場合にはこれら権利者から侵害警告を受けるリスクが高まります。

上記のリスクを回避するため、クラウドファンディングを利用する前に、第三者権利の調査、特許出願等を行うことをお勧めします。

(完)

お問い合わせ先

英究特許事務所

弁理士 小島 浩嗣

URL: <http://www.aq-patent.com>

e-mail: kojima@aq-patent.com

〒107-0052 東京都港区赤坂 2-16-6

TEL: 03(6869)2686

TEL/FAX: 04(2935)3214 (所沢サイト)

技術者として培った、半導体のプロセス～回路～システムの技術力を使って、サポートさせていただきます。

- ・特許調査／分析
- ・特許調査セミナー
- ・発明者面談に基づき明細書と図面を準備（発明者原稿をご用意いただく必要なし）

※本ニュースレターは、有志の弁理士グループ『Team Lux(チーム・ルクス)』（本谷、井澤、藁科、小島）が旬の知財情報の中から、企業の皆さまの知財業務に役立つ情報をピックアップして提供させていただいております。尚、内容についてのご質問、お問合せは、『Team Lux(チーム・ルクス)』のメンバーである配布責任者までお願いいたします。

※ニュースレター『IPLux(アイピー・ルクス)』の名称について

「Lux (ルクス)」はラテン語で「光」の意味です。本ニュースレターが、皆様にとって知的財産 (IP; Intellectual Property)に関する一筋の道、一筋の光となるように命名しました。未永くご愛顧賜りますよう、お願い申し上げます。